

家畜衛生だより

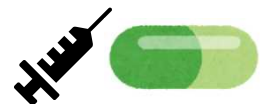
令和 2 年 1 月 第 3 6 号
東部・北部家畜防疫獣医師会
(公 社) 千 葉 県 畜 産 協 会
東 部 家 畜 保 健 衛 生 所
T E L : 0 4 7 5 (5 2) 4 1 0 1
F A X : 0 4 7 5 (5 2) 3 3 3 5
<http://www.pref.chiba.lg.jp/kh-toubu/index.html>

未承認動物用医薬品の広告等に係る 法令遵守の徹底について

先般、「ガンに効く」といって医薬品的な効能又は効果を標ぼうした犬猫用サプリメントを販売していた事業者が医薬品医療機器等法違反で逮捕されました。

注意

医薬品的な成分を含まないサプリメント等の動物用製品であっても、
医薬品的な効能又は効果を標ぼうした場合は
動物用医薬品と判断されます。



また、未承認の動物用医薬品について医薬品的な効能又は効果を
広告した場合、医薬品医療機器等法第68条に抵触し、
これを販売又は授与した場合は同法第55条に抵触します。

★動物病院のホームページ、ブログ、SNS、メールマガジン等により、
医薬品的な効能を標ぼうして動物用製品を
紹介すること及びこれを販売・授与することは、
法律に抵触する可能性がありますので、
厳に慎んでいただくようお願いいたします



※懲役または罰金刑に処される可能性があります。罰金以上の刑に処された
獣医師に対しては、獣医師法の規定に基づき免許の取消し又は業務停止となる
可能性もあります。

★変更届提出のお願い★

診療施設開設届出事項に変更があった場合は、10日以内に家畜保健衛生所
に変更届を提出してください。

詳しくは下記ホームページをご覧ください。様式ダウンロードもできます。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/chikusan/shinryoushitsu/kaisetsu.htm>

ご不明な点がありましたら

東部家畜保健衛生所 (Tel 0475-52-4101) までご連絡ください。

※夜間・休日は転送されますので、必ず5回以上コールしてください